

高第 2062 号
令和 3 年 7 月 16 日

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

「神奈川版緊急事態宣言」の発出に伴う県立高等学校等の対応について
(通知)

本県は、特措法第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の対象区域であり、その実施期間が令和 3 年 8 月 22 日まで延長されたことに伴う県立高等学校等における教育活動等については、令和 3 年 7 月 9 日付け教育長通知によりお示ししたところです。

そうした中、本県における新規感染者数はステージⅣの基準を大きく超え、感染が急速に拡大し、今後、病床がひっ迫する事態が見込まれることから、本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7 月 22 日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなりました。

については、県教育委員会として、生徒の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に次の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととしましたので通知します。各学校においては、引き続き緊張感を持ち、遺漏なく御対応くださるようお願いいたします。

【感染防止対策の強化・徹底について】

1 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

2 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

3 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとします。

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話 (045)210-8260 (直通)

保健体育課

保健安全グループ 岡本、菅沼

電話 (045)210-8309 (直通)